

ハラスメント防止コンサルタント認定・登録規程

制定 2016年10月1日

改正 2022年10月1日

(目的)

第1条 公益財団法人21世紀職業財団(以下「財団」という。)は、職場のハラスメント防止対策の専門家を養成する講座を開設し、認定試験に合格した者をハラスメント防止コンサルタント(以下「コンサルタント」という。)として認定・登録を行うことにより、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを推進する。

(名称)

第2条 財団が認定した者を「ハラスメント防止コンサルタント」と呼称する。

2009年度から2015年度までに登録した「セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止コンサルタント」についても「ハラスメント防止コンサルタント」の名称に統一する。

(活動内容)

第3条 コンサルタントの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 企業・団体等におけるハラスメント防止対策の企画立案、意識啓発、教育・研修、相談対応、問題解決の援助等
- (2) 財団の審査により適任と認められた者は、財団客員講師として活動できる。
- (3) 財団のハラスメント防止対策支援事業「ハラスメントお助け隊」のコンサルタントとして登録することができる。

(認定・登録)

第4条 別紙で定める合格基準に達し、財団会長による合否決定の審査に合格した者をコンサルタントと認定し、認定証を発行する。

ただし、認定試験合格後、2年を経過しても登録手続きを行わなかった場合、登録の資格を失う。

(登録有効期間)

第5条 認定試験に合格した年度の登録開始日から2年間とする。

(登録更新)

第6条 登録更新要件を満たした者は、登録期間満了後も引き続き2年間登録を更新することができる。

(登録更新要件)

第7条 次の各号の全てを満たしていること。

- (1) 登録更新の希望者を対象とするフォローアップ研修を受講していること。
- (2) 登録期間中に企業・団体・自治体等においてハラスメント防止のための活動を行っていること。

ハラスメント防止活動の例

- ① ハラスメント防止セミナー・研修会の講師
- ② ハラスメント相談の相談員
- ③ 組織の防止体制の整備 等

- (3) 4回目以降の登録更新者について、やむを得ない事情によりフォローアップ研修を受講できない場合には、次のいずれかをもってフォローアップ研修の受講に替えることができる。

- ① 財団が認めた講座を受講すること
- ② 学術団体等において発表された論文を執筆したこと
- ③ ハラスメント関連の書籍を執筆したこと

(登録料)

第8条 コンサルタントの登録時及び更新時に登録料として5,000円(税別)を徴収する。

(登録の休止)

第9条 次の各号に該当し、財団が認めた者は最長2年間登録の休止をすることができる。

- (1) 傷病・出産・育児・介護等によりコンサルタント活動を行うことができないとき
- (2) 海外に転居したとき
- (3) 大学・大学院等に入学したことによりコンサルタント活動を行うことができないとき
- (4) その他、財団が適当と認めたとき

(登録休止後の活動再開)

第10条 前条により登録を休止していた者は、下記のいずれかを受講することにより活動を再開することができる。

- (1) 直近に開催されるフォローアップ研修を受講すること
- (2) 財団が認めた講座を受講すること

(登録の抹消)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を抹消する。

- (1) 本人から登録抹消の申し出があった者
- (2) 期日までに更新手続きを行わなかった者
- (3) 登録期間中に死亡、行方不明になった者
- (4) 財団がコンサルタントとして不適格と認めた者

(責務等)

第12条 コンサルタントはその活動中知り得た事柄を正当な理由なく他にもらしてはならない。

登録抹消後も同様である。

附則

この規程は、2016年10月1日から適用する。

この規程は、2017年5月1日から適用する。

この規程は、2022年10月1日から適用する。